

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月二十日(水曜日)午後一時四十七分開会

委員の異動

三月十六日委員小瀧彬君辞任につき、その補欠として武藤常介君を議長において指名した。

三月十八日委員泉山三六君辞任につき、その補欠として小澤久太郎君を議長において指名した。

三月十九日小澤久太郎君及び高橋進太郎君辞任につき、その補欠として和瀬鹿藏君及び田中茂穂君を議長において指名した。

本日委員江田三郎君及び田中茂穂君辞任につき、その補欠として小笠原二三男君及び高橋進太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
稲浦 鹿藏君
土田 国太郎君
菅米 地英俊君
宮澤 喜一君
武藤 常介君
小笠原 二三男君
大矢 正君

衆議院議員

標 繁夫君
杉山 昌作君
平岡 忠次郎君
小山 長規君

政府委員
大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省主税局長 原 純夫君
事務局側
常任委員 木村 常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○關稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣送付、予備審査)

○所得稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○法人稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○租稅特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○物品稅法を廢止する法律案(衆議院送付、予備審査)
○酒稅法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(廣瀬久忠君) それではこれより委員會を開きます。

議事に入りまします前に、委員の異動について御報告いたします。

去る三月十六日付小瀧彬君辞任、補

欠として武藤常介君、十八日付泉山三六君辞任、小澤久太郎君補欠、十九日付小澤久太郎君辞任、和瀬鹿藏君補欠、

なお十九日付高橋進太郎君辞任、田中茂穂君補欠、本日付江田三郎君辞任、小笠原二三男君補欠、なお田中茂穂君辞任、高橋進太郎君補欠。

は、從來は入港届の提出を要しなかつたのでありますが、これらの船舶等についても貨物の輸出入及び免稅船用品等の用途外使用の取締りを行う必要があるため、その本邦の開港等への入港に際しては、入港届の提出を要することとしております。

次に、外國往來船と陸地との交通につきましても、從來は、その交通する場所について制限が設けられていたのみでありましたが、近時、外國貨物の不正買出等のためこれらの船舶に往來する者の少くない実情に顧み、成規の手續を経ない貨物の授受を目的とする交通については、所要の規制を加えることができないこととしております。そのほか、貨物のすりかえ輸出入の防止を期する等のため、特定の地域にある保稅地域については、一般の内地貨物の出入れについても届出を義務づけることとしております。

次に、輸出入についての虚偽申告等の罪については、その罪質に顧み、また、許可を受けずに不開港に出入する罪については、とん稅法等との關係をも考慮し、それぞれその罰則を強化するとともに、過失によるこれらの罪については体刑を科さないこととする等所要の罰則の整備を行うこととしております。

その他、とん稅及び特別とん稅の稅率との均衡を考慮し、同一の外國貿易船が同一の不開港に四回以上入港する場合においては、その四回目以後の不開港出入の許可手数料を減免できると

としております。

次に、漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案につきましても申し上げま

す。

漁船乗組員給与保險法の規定による漁船の乗組員の抑留を保險事故とする給与保險につきましても、保險事故が異常に発生したことに伴い生じた損失を埋めるため、從來も一般會計からこの會計の給与保險勘定に繰入金をいたしてゐるのでありますが、昭和三十年度の決算上、なお、約五百六十二万二千円の損失が残存し、また、昭和三十一年度におきましても、引き続き保險事故が異常に発生いたしました、昭和三十一年四月一日から本年二月末までの間に、さらに約八千九百十八万七千円の損失が生じたのであります。そこで今回、これらの損失を埋めるため、昭和三十一年度におきましても、一般會計から九千四百八十九万九千円を限度として、この會計の給与保險勘定に繰入金をすることができるとしようとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 両案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 次は、所得稅法の一部を改正する法律案

法人稅法の一部を改正する法律案
租稅特別措置法案

ような方向に行く、しかしそれについては相当慎重に需給の条件が、条件といひますか、需給の問題でくずれがないようにというふうな配慮もいたしたいと思ひますので、この辺は担当の国庫庁ともよく相談いたしまして、できるだけ善処いたしたいと思つております。

○土田國太郎君 今、原さんは税収にも重大な関係があると言つた。ところがいわゆる徴々たる石数です。これは昨年度が清酒の特配が五万一千石、合成酒が七万五千石しかない。わずかに十二、三万石のものです。それくらいなものはどういうようにでもこれは埋め合せつゝわけで、清酒側に余分に売れといへば、それだけは製造すればいいわけですから何でもない。そういうことは、理論的にはそういうことも言ひ得るかもしれないが、実際問題としては五万石や十萬石の酒はどういうことではないわけですか。しかも今度の追加予算を見れば四十億は酒税でもって追加予算、第二次補正予算やつていりゃないですか。それをわずかにこればかりの一億や二億の金がどう引く返つたつておさるべきものじゃないですか。政府案としては、でありますから、とにかくこれは消費者の好むべきものを出すというのを一つあなただが起案者として腹をきめて、一つ渡邊長官に談判する必要があります。これは一つ国民のためです。そうして一面、今申し上げたはかに密造酒といふものがたくさんあるのです。あなた方は百二十萬石と言つておられますが、われわれの方では、調査するとするにすれば二百萬石、この脱税額は四百億です。そういうものは清酒を飲

みたいたがために、あなた方が詰めて飲ませないから、税金を下げるといつても下げない、そういうような高い税金であり、また特配もけちけちしていて、あなた方が出さないから、それで密造酒で四百億も五百億も脱税をせられて、一文おしめの百文失いというものが、今の政府のやり方です。失礼ですが、どうかそういうふうに裏面にあ

る脱税酒ということに重点を置かれて、この特配も、この密造防止というものが非常に大きなウェイトになっているのですから、そこを一つ局長も御配慮下さいまして、一つ今年からぜひともこれは消費者の要望するものを渡す、こういうように一つやつていただきたい。私も清酒は余分にできて余つてゐるから、清酒を買ふといふことは申し上げません。そういう卑劣なことはあなたの方に陳情いたしません。第一線部長である国庫庁の稲益部長も、通般の新聞記者会見において、どうしてもこれは米穀生産者の、いわゆる農村の要望に依るものを渡すのが理論的であり、またそれがほんとうではないかと、だんだんそういうふうにしていきつたといふ、こういうことを新聞記者会見において、第一線部長が言つておられます。それはあなたに決してくだる必要はないのだから、責任上あなたの方から十分国稅長官に言うておくべきであると思ふ。

○委員長(廣瀬久忠君) それではなお御質問もありましようが、衆議院の平岡君がお見えになりましたから、物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出) 酒税法の一部を改正する法律案(平

岡忠次郎君外十二名提出)(いずれも予備審査) 右、両案を一括して、提案理由の説明を聴取したいと存じます。

衆議院議員平岡忠次郎君

○衆議院議員(平岡忠次郎君) ただいま議題となりました物品税法を廃止する法律案の提案の理由を御説明いたします。

物品税は周知のように戦時中に立法されたいわゆる戦時立法でありまして、現在七十数品目を残すのみとなりました。物品税が課せられてゐる七十数種の品目の中には、日常生活必需品があり、きわめて不公正かつ不均衡な課税となつております。この際、このやうな物品税を全廃し、新たな見地から高級品、奢侈品に限つて税を課す必要があると思ひます。これがこの法律案を提出する理由であります。

次にただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

現在酒類に對しましては相當の重税がかせられてゐる現状にありますが、今度大衆酒と目される清酒二級酒、合成二級酒、焼酎甲乙、雑酒二級酒、ビール等の税金をそれぞれ引き下げようとするのが、この法律案の趣旨であります。

すなわち、清酒二級酒については、現在石当り二万二千五百円の課税がされてゐるものを、これを一〇%引き下げて二万三百円とし、合成二級酒については、現在石当り一万七千六百円の課税がされてゐるものを、これを一〇%引き下げて一万五千八百円とし、焼酎甲類については現在石当り一万四千三百円の課税がされてゐるものを、

これを一五%引き下げて一万二千二百円とし、焼酎乙類については現在石当り一万二千七百円の課税がされてゐるものを、これを一五%引き下げて一万八百円とし、ビールについては現在石当り二万円の課税がされてゐるものを、これを一五%引き下げて一万七千円とし、雑酒二級酒については現在石当り一万二千五百円の課税がされてゐるものを、これを一五%引き下げて一万六百元とするものであります。

何とぞ慎重審議の上一日も早く可決されんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 両案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(廣瀬久忠君) それではまた前の議題に歸りまして、所得税法の問題、法人税、租税特別措置法等についての質疑を継続いたします。

○平林剛君 所得税法の第六十一条に關連してお尋ねをいたします。先の委員会では、この新法に、業務に關連して他人のために名義人として配当所得の支払を受ける者の当該配当所得についても支払調書を出すということに關連して資料を要求しておいたわけですが、まだ御提出になっておりませんが、その後どうなつてお尋ねをいたします。

○政府委員(原純夫君) その資料の御要求は、こういう配当が幾らであるかといふことであつたと思ひますが、それはわかりませんといふことを、大臣から御答弁申し上げてあると思うのですが、ただいままでのところでは、この資料を取ることが、私ども法律でできないといふことになつております。

で、資料として提出するものがないという意味で申し上げたのであると思ふのでございます。

○平林剛君 これは大体この名義貸しそのものがなかなかつかみにくもので、完全なものの資料の提出は困難だと思ひますが、私は今、これは理財局や主税局の關係から聞いたのですけれども、大づかみではありますけれども、何かこれに關する資料がある、と、それでそれを出していただきたい、こう申し上げたのであります。あなたの方のお答えも、大づかみのものであれば出そうと、こういうふうには私は聞いたと思ふのであります。御返事がないものだから、どういふものかと思つてゐるわけです。

○政府委員(原純夫君) 大づかみのものでもわかればもちろん差し出すわけですが、それは申し上げなかつたと思ふのでございます。で、私の知つてゐる限りにおいてはございせん。だけれがあると思ひましたか、調べてありますから出しますが、こういう性質のもので今までもはしつて思ひましたが、その力がないといふことで、資料は出ないといふのが実情でございます。

○平林剛君 最近の新聞の經濟欄を見ますといふと、名義貸しの対象となつてゐる株式の総額は、一説には時価四百億圓ともあるいは五百億圓とも言われてゐるという情報が出ております。また他の新聞におきましても、やはりこの程度金額はあるのではないかとわかれてゐるわけでありまして、この法律案の提出された肝心かなめのところが、大づかみでもわからないといふことでは、まことにわれわれはどの資料を信用してこれからこの問題の

審議に入るかわからないと思う。その点はどうもあなたも新聞などは注意してごらんになっておられると思ひますけれども、こういうところには額が出てくる。あなたの方は全くわからないのは困るじゃありませんか。この程度でもわからないとおっしゃるのですか。

○政府委員(原純夫君) そういう数字が新聞等に出ているのを私も知っておりますが、どうもそれはあまり根拠のあるものではないようでございます。じゃどのくらいのものかというのを、いろいろの機会に推測する場合に、まあ位取りといひますか十、二十、三十、四十、こんな程度のものかないという話があった。そういうのを利回りで逆算すると、その四百億だ五百億だというような、そういうような数字があるいは出たのではないかと、いふに推察がされますが、これは私も数字を持っておいて、それが漏れてそういう数字に出たというのではございませう。私も残念ながら、年来これについては資料はほしいと思つておたんですが、資料がとれないというので、わからないのでございませう。これでお認め願へば、はつきりと四月一日以降に支払う分について実際のデータが出て参るということに相なるのを期待しておるのであります。

○平林剛君 この六十一條の新たに定められた支払調書の提出義務に關して非常に業者や投資家が反対をして、何とかしてこのいわゆる名義貸しの点を骨抜きにしようという動きが活発に行われておりますだけに、私も、政府のその後の措置を注目しております。あなたはこの法律が通りさえすれば概略をつかむことが

できるといふお話でありますけれども、後にその点もたしだしたいと思ひますけれども、大へんむずかしい問題になるのではないかと、思ふのであります。もう一度念のために、今回六十一條の私が指摘した点を改正をしなければならぬ理由も、繰り返しになりませうけれども、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) ただいまこの種の手当をいたすというために、この六十一條の支払調書をとるというのに入つておられませんから、どうも、入るといふのは何でやるかと申しますと、あとの方の条文にございませう。収税官吏の質問検査権というのでございませう。質問検査権で働きますのは、納税義務者と認められる者に、金銭その他の給付をする義務がある者について質問し、検査をすることができるといふ規定があるわけなんです。で、やればそれでやるわけですが、この場合には納税義務者と認められる者という、それは名義貸しの株が相当あるはずだから、全部の義務者をたれか言つて、そしてそれを出してくれということはこの解釈ではできない、やはりだれだれかの分があるはずだからということに言ひかねなければいけないということにこの条項は解釈されております。つまり金銭として網を打つて資料をとるというためには、やはりこういう六十一條の支払調書の条文に調書として全部出させるという権限を与えるものがなくてはならないということになりますので、これをお願いしたい。今まで、実は年來あそこ問題があるということ、私もまた税の執行の面でもいろいろ努力をいたしましたけれども、

も、そういう場合になかなか完全な協力が求められない、そしてそれを法律的につぎとめていきますと、何かやはり規定を置いてそういうことができないようにお願いしなければならぬということ、でここに第二項に一項を加えてこういう改正をしていきたい、こういうふうな考えをいたしております。

○平林剛君 収税官吏の質問検査権のことについて今ちょっとお話がありまして、ただ、規定によると何条ですか。

○政府委員(原純夫君) 第六十三條の第三項でございませう。第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をなす義務があったと認められる者若しくは「云々」と、その「第一号に掲げる者」というのは「納税義務者、納税義務がある」と認められる者」等となつております。

○平林剛君 今度こういうふうな法律に定めがきますという、収税官吏はこの質問検査権に基いて実際に捕捉することが可能なんでありませうか。

○政府委員(原純夫君) それは可能になると思ひます。この支払調書の制度は、何のだれがしの株をお宅は預かつているはずだということをいふだけでも、名義人として他人の分の配当の支払を受ける者は全部、全部と申しますか、政令の定めるところによつて支払調書を出さなければならぬというところになりますから、これは一括してそういうことを要求することができるといふことに相なるわけでございます。

○平林剛君 そこで今政令の定めるところによるといふ言葉が出てきたと思ふのでありますが、現在までの状況を総合的に判断をいたしますと、政府がこの法律案を提出をされてから、あるいは検討されている当時から、この政令の中身をいろいろと対象者にとつては有利にさせるような運動があるというのを聞いておられるわけでありませう。私も先般大蔵大臣が来られたときにその点を指摘しておいたのでありますけれども、少くとも百万円までは支払調書を出さなくてもいいようにしてもらいたいという業者の要望があるというのを聞いておられるわけでありませう。これは配当の所得ですから、相当大きな金額になつてしまつて、とてもこんなことが許されるはずはないと思ひますが、この法律を出された趣旨からいひましても、従来から問題があつたところでありまして、それをさらに政令の中で百万円までは出さなくてもよろしいなど書けば、骨抜きも骨抜き、こういう法律改正を出す必要がなくなつてしまふことになる。そこでまた、これもあなたの方から直接聞いたわけではありませうけれども、政府の方でも政令の内容について検討なさつておられる。それにれば二十万とか三十万とかいふ話もある。私はきょうこの点についてあなたの方で検討なさつておられる状況についてお伺ひをし、その政令の内容についてお明かにしておきたいと思ふのであります。主税局長の一つ現在の状況についてお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) ただいままだ結論を得ておりません。百万円というような意見書も参つておりますが、二十万、三十万といふのは巷間のうわさといひますか、説であらうと思ひますが。私もとしましては、やはりこういうことをお願いする趣旨に考えて、やはり趣旨に合う程度のところまではとりたいて思つております。その際どんな考え方になるかといふことの若干のこのポイントを示し上げますと、現在のこの配当の資料、一般の配当の資料は、年にして一銘柄一百万円以上のものについてございませう。まあこれはあまり小さいものでございませう。手数料であるといふこと、配当控除があるといふこと等の関連があるわけでありませう。中にもかなりこれが何と申しますか、大衆的な証券投資の一つの形として行われているといふようなことも聞かれますので、そういうものと一般の配当一銘柄一百万円といふものがやはり一つの基準として考えられればせぬかと、名義貸しの資料をとります場合は、銘柄別にそののじやなくして、人別にとりましますから、その場合に一銘柄一百万円といふのは、人別にしたら幾らになるか、これも先ほど来資料がわからないといふことで、かゝる見当がつきにくいわけですが、その辺で若干の制限、そういう一人が持っている銘柄数といふようなことも考えて、その辺の基準もとりたいていことも考えております。その他やはり本件は証券市場に相当大きな影響のあることであります。証券市場がこれによつて非常に大きなショックを受けてくずれないといふような心配もあつてはいけないといふような心配もあつて持ちながら、慎重に考えて参りたいといふふうに考えております。

○平林剛君 まだこの問題について結論を得ていないといふお話でありませうが、すでに衆議院においてはこの所得

税法案が通ってしまった。そうなるという、政令の中身がきまらないうちに衆議院は通過してしまつたというところで、まことに税法の取扱い上、粗雑といつてはどうかと思ひますが、非常な矛盾が私にあると思う。参議院の場合においては、こうした政令の内容についてききかたしなものがきまつてから法律案がまゝとまるというようにことしなれば、われわれの任務も果し得ないと思う。そういう意味で、一体この業界の要望とあなたの方の考えと、いろいろ取りまぜて結論がつくというの、一体いつの時期で、いつごろにはそれがまゝとまるのか、これを一つお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) この三法を初め各般の税法をこの年度内に国会で御承認願ひたいと思つております。それに付帯する、これは省令でございますが、政令、省令、こういうものは、やはり改正法が施行になると同時に出したと思つておりますので、この三月中にこれはきめなければいけないというところで、ただいま鋭意意でおる次第でございます。

○平林剛君 大体参議院でこの法律が通る前に、これだけじゃありませんけれども、今度の法律案で相当政令で定める点が多いわけです。よく世間から言われておりますように、税金というものは、やはり法律でこまかいところまできめておいて納めさせるようにするというのが本則である。それを政令その他にゆだねてしまつて、あるいは政令そのものに実際の力があるというやうなことであつては、国民としては権力的な恐怖というものを感ずるわけです。あなたのような人が主税局長

にいるときはいいけれども、もつとこわい悪代官のやうな人が来て税金を取り立てる、そのことから一握の起る場合もあるわけですから、そういう意味では、議院において十分政令の内容についても確めて、そして法律案を通す、こういう建前をとらなければならぬ、これが原則だと思ひます。私はそういう意味で、すみやかに政令の内容について議院の方に御提出になることをこの際に要望しておきたいと思ひます。

そこで、先ほどの六十一條に關する支払調書を作る限度額について、私があげた二十万とか、あるいは三十万とかいふのは、巷間伝えられているものであつて、政府の考へられているものと違ひ、こういうお話がありましたから、もつともなことで私はお聞きしたわけでありまして。そうすると、現在のところ大体基準として考へられるものは、先ほどお話がありましたやうな配当の資料を出してもう前にきめた政令が、ちょうど一人一万円にしたか、それ以上の……これを大体基準にしてあなたの方では検討なさつておると、こゝういふに理解をしていいわけでありまして。

○政府委員(原純夫君) それはこうでございます。一銘柄について一万円以上のもを出すといふことになつておる。今度の名義貸しの場合、だれのだれさんといふことで口座ができておるわけですから、だれのだれさんの分で一年間に幾ら受け取つたかといふのを出していただく、そうすると、そのだれさんが十銘柄持つておられますと、十の銘柄をとれば十万円、五銘柄なら五万円になる、その辺のことを申し上げたわけでありまして。それで全部いき

得るかどうかといふことについては、やはり証券市場への影響といふことも考へあわせて慎重にやらなければならぬといふふうに申し上げたわけですが、これはもう近日中に結論を出したいと思ひますが、その両様の観点、その他いろいろの観点があると思ひます。今回世帯所得の合算をやるといふやうな面での問題、いろいろ考へあわせて案をきめて参りたいと思つております。

○平林剛君 この政令の内容にきめる限度額については、証券市場の影響といふことがなければ、私はその限度額をきめる必要がないくらいに思つておるわけでありまして。特にこの機会にあなたの御見解を聞いておきたいのであります。大衆的な投資に影響を与え、こゝう言われますれば、一体大衆的な投資といふのは、これはいろいろ幅があるのだ、今お話がありましたやうに、一銘柄について一万円の配当といふのは、相當の元本になるわけでありまして。あなたが今お便ひになつた大衆的な投資といふのは、どの辺のことをさすのか、参考のために聞いておきたい。

○政府委員(原純夫君) それは非常にむずかしいお尋ねで、私が申し上げましたのは、要するに配当を払う会社が出す支払調書、これは一銘柄について一万円以上のもを出さない、こゝういふお尋ねであります。名義貸しを利用しておる人々の中にも、このいわゆる証券の大衆化といふやうな範疇で考へられる人たちがまあ相當あるといふふうな聞かから、そゝうだとすると、普通に会社からとる資料が、一銘柄について一万円であるならば、それとただいまの銘柄と人別の勘定との差があ

りますけれども、それとバランスをとるというやうな線も一応考へなければならぬといふことで、まあそこで大衆的な投資といふのはどういふものかと言われましても、その辺はそれぞれ人によつて違ひるので、また私が私の見解を特に申し上げるほど、私の地位に權威があるものでありませんし、ただいま申し上げましたのは、一般の一万円以上という支払者の資料要求、支払者に対する資料要求、あわせて考へる場合、名義貸しにもそゝういふものがあるといふ意味で申し上げたのですから、御承知願ひます。

○平林剛君 もう一つ意地悪な質問をすれば、この政令の限度額を本来定めなくてもいいものを定めなければならぬ必要は、証券市場の影響を考へておるといふけれども、定めたらそれだけの証券界に影響があるかないかといふことも、ほんとうはお尋ねしたいので、私の言いたいことは、大衆的な投資に影響があるとか、あるいは証券市場の影響、ショックといふものを考へて限度額はこゝうしなければならぬといふやうなことに幻惑をされないので、提案をされた法律の趣旨に基いて政令の内容を定めるべきだ、こゝういふことを言いたいわけでありまして。

もう一度確認しておきますが、法律案がまゝとまるまでに、あなたの方では、世帯合算その他の政令とあわせて委員会の方に政令内容を大体提出をすることができましか。

○政府委員(原純夫君) それはいたします。

○平林剛君 そこでもう一つ私がこの六十一條の法律案がきましてからも

いわゆる名義貸しのようなものの捕捉が大へん困難ではなからうかといふことを申し上げましたが、あなたの方では収税官吏の質問検査権によつてある程度可能であるといふお答えがあつたわけでありまして。ただ私はこの配当に關する問題だけに限らず、特に金融界とそれから徴税事務との關係において、まだまだ解決すべき問題があるといふことを常に感じておるわけでありまして。この間も国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案が本委員会を審議をされたときに、私は全国の金融機關にある貯金の総額をお尋ねをして天文学的な数字が報告されました。六兆何千億円だといふくらゐな金額に上つています。大ぜい集まれば皆さんの預貯金になるなといふふうには感じましたけれども、しかしその中には政府の從來としてこれら資本蓄積、あるいは資本を擁護するといふ立場からの蓄積が相當部分あると思ふ。そゝういふ意味では、まあ國の資本蓄積といふことは必要であるといふことは私も認めますけれども、小さな税金の取り立てにきつうきつうとするよりは、これを一つ一つ性格を洗つてみれば、相當拒税能力を持つてゐる人がいて、もつと税の公平を期していくことができるのではないかといふことを感じたのであります。その表われが今度のやうな名義貸しの問題についても、その一端として手を触れたらと思ひますけれども、銀行等にある預金高等についても、もう少し先ほどお話があつた収税官吏の質問検査権といふものを押し広げていったならば、これはまあ國の収入を増すといふだけではないに、税負担の公平といふものもつと期せられ

る、こういうことを常々感じておるわけでありませう。一部には銀行には銀行租界なんという言葉があるんだそうでありまして、収税官吏はなかなかこの銀行租界の中には手も足も入れない、現在でも、先ほど名義貸しでさえあなた方はつかまえることができないという状態でありませう。だから銀行租界のごときはもつとひどいものがあるんじゃないかと思つております。

そこで私はこの間もある雑誌を読んだところ、この銀行の預金の實際を調査する場合、何か国税当局との間に協定があつてなかなか調査がしにくいというようなことを読んで、これはどうもまた筋違いになつたかもしれませんけれどもどうなんでしょうか。

○政府委員(原純夫君) ただいま預金の調査をいたしますのは、先ほど申し上げました預金検査権の条項によりまして、納税義務者に金銭の納付をなす義務がある者というところで根拠は読んでやつておるわけでございます。そういういたしますと、先ほど申し上げました通り、何のそれがしがお宅の銀行に相当な預金を持っていられるというふうな、いろいろなデータから、そういうふうなことになる、それを見せよう、そしてそれが税のために必要だということを申し上げておるわけでございます。その際、前段におっしゃいましたその資料が非常に広範に、だれのと言わないでも見れると非常にやりよいわけですが、同時に一方では資本蓄積であります、もう一つ、やはりこういうことを申すのはまことに情ないことでありませう、銀行へ行つて預金帳簿を全部調べ

るといふようなことが、これはその税の公平のためにということを超えて、預金者に恐怖を与えるというふうなこともあつておると思つて、で、われわれ税務官吏は常々そういう際に不当な、強圧的なことにならぬようにといふふうな、あらゆる面で心得ていかなければならぬと思つておるわけですが、担当の、地位のあまり高くない、思慮が進まぬ者がばつと行つて全部見せるといふふうな式のことをやりましては、やはりこれは税の公平をどうするといふ問題になつて、不審なものであらうといふようなことから、そういう際には十分内部において慎重に手続を踏んでやると、そのためには、たしかあはれは国税局長の承認を受けて、それを文書で受けていくといふふうになつておつたと思つて、まあそのことがあつたは第一線からいふとまだるつこといふ気があるかもしれないが、やはりだいたいま申しました税務を穩当に執行させるというふうな面から、そういうような配慮をしておる次第であります。

○平林剛君 きようは渡辺さんが来ておられませんか、結局私は今の話を端折るために、あなたの方に尋ねを向けておるわけでありませうけれども、そうするといふと、国税当局と銀行関係、まあ日本銀行協会さんですか、こういうものとの間に税務職員が銀行に調査をしに行く場合には、国税局長の方から銀行へ調査依頼書を持参するとか、あるいはその他何かいふような調査の方法などについての協定があるとおっしゃるのですか。私は雑誌で見ただけです、どの程度の実際のことかと思つてあなたに確めたわけでありませう、あるわけですね。

○政府委員(原純夫君) それは銀行協会との協定ではないと思つて、部内決議による部内通達であると記憶いたします。

○平林剛君 それじゃ一つその通達をこの次の機会に提出をしていただきたい。これを一つあなたからもお伝え願ひたいと思つて、私はまあ収税官吏が税の捕提をするために調査権をもつて、そして正しい課税をする、こういうことは法律で認めてあるわけでありませうから正しく、しかも公平に執行されなければならぬ。ところがいわゆる名義貸しのような問題が解決をされないままにある、しかもまた銀行のよ

うな金融界に対しては手も足も出ない、貯蓄奨励あるいは資本蓄積といふ名目はあるかもしれないけれども、預金の調査に限つて一つの協定をしなければならぬ。調査をするのにいろいろな順序があつて、順序を踏まなければいけないといふようなことと自身が不思議な話だと思つておるわけでありませう。これは結局金のある人たちが政治力を動かせば、税務局長が調査に来ますよといふときにはいろいろな操作をする、これが可能になつてしまふ。あるいはたとえ収税官吏が調査権に基いて調査をしても、一つの政治力が動けば、そのことを発表しないで済むといふようなこともできる可能性を持つておる。やつておることは言ひませんよ、だけれどもできる可能性を持つておる。こういうことが次第に事態が明らかになつてくれば国民感情からいつても許すことができない問題だと私は思つておるわけでありませう。従来この銀行租界では徴税官吏が手も足も出ないといふような批判を克服するために、私は今度の支

払い調査に対する業界の要望に対して、やはり私は政府の方でせんとした態度をもつて結論をつけるように特に要望したいわけでありませう。

○政府委員(原純夫君) ただいま御要求の預金調査に関する通達は、後刻提出したいと思つております。

それからだんだんお話を聞くと、私も税を公平に正しく取るといふ意味で、ぜひそういう方向に参りたいと年来考へております。今後も十分努力いたしたいと思つております。

○平林剛君 それから資料の要求を一ついたします。それは法人税法に関するものでありますが、一つ資本金別の会社数、それからその所得金額、その一覽表を一つ出してもらいたい。資本金別は、たとえば五十万円以下とか、あるいは五十万円から百万円以下とか、あるいはこの一覽表が昭和二十九年当時に出ておつたらいいですか、現在における状況がわかるものを一つ御提出願ひたいと思つております。

○委員長(廣瀬久忠君) 法人税法の一部を改正する法律案について、衆議院における修正点の説明を聴取いたしましたと思つております。

○衆議院議員(小山長規君) 衆議院で修正した部分とその趣旨を御説明申し上げます。

法人税法第一節に追加する一項に、一つの条文が追加されたのであります。が、それがいわゆる法人でない社團または財団の問題であります。この条文

については、衆議院でも正味十数時間にとつた議論が戦わされた問題でありまして、法律を讀みますと「法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を営むもの」には法人税をかけることになつておるのであります。この法律をすらすらと讀みますと、この条件を満たしておる限り、すべての収益事業を営む社團または財団が、法人税の対象になる、こういうふうな説があるのであります。ところが主税当局の説明を聞いてみますと、そういう趣旨ではなくして、代表者または管理人の定めがあり、かつ継続して事業場を設けており、また継続して収益事業を営むものであつて、なおかつ政令で定める収益事業、これは政令で定める収益事業であります、その政令で定める収益事業を営むものといふふうな非常にしぼつてやるのである、こういうのであります。そうであるならば、その趣旨を明らかにするために、この収益事業といふものも、継続して営む場合に限ることとしたらどうか、こういう趣旨で改められたのがこの修正点であります。つまり第一條に一項を加えるのであります、その改正規定中に「かつ、収益事業を営むもの」という書いてあります。その収益事業に説明をつけまして、カッコをして「継続して事業場を設けてなすものに限る」といふふうなことにしたのであります。この趣旨は継続して事業場を設けておる、かつ継続して収益事業を営むものである、こういう趣旨なのであります。以上説明申し上げます。

○苦米地英俊君 主税局長にお伺いたしますが、今度のは拡張解釈で、文部省の方へ御通牒があったのですが、あれで収益事業をやっているものでこのままにしておいてはいけないというようなものがたくさんあります。それから中には莫大な利益をあげておつて、税金をのがれておるといふ者もありますけれども、この収益事業と認める内容の一つはつきりさせていたきたいということ、それを一つずつ伺いたい。

わの点は、現在五条の法人というのがありまして、これは民法第三十四条の公益法人その他公益的な法人ですが、そういうような法人には収益事業の所得についてだけ法人税をかけるということになっておる。そうしてその収益事業の範囲は政令で定める、こうなっております。その政令できめてありますのは、現在物品販売業、製造業以下二十八業種でございます。これにつきましてはいろいろ世の中の実態を見ておりますと、若干追加を要するものがあるというふうに考えまして、ただいま御指摘の通り関係の各所管省に御相談申しております。その中で先般もお尋ねがありました、われわれの名前では技芸教授業と申しておりますが、それと医業、それからニュース供給業あるいは不動産貸付業、まあその他なお若干ございますが、それらについて御相談をいたしております。その趣旨は、たとえば技芸教授業につきましては、つい数日前も毎日新聞に、お花の先生がえらい所得をあげている、ところが

これは非常に顕著な例であります。そういうようなことがお花の先生、お茶の先生、これは本来といえますか、普通常識的な形としては、個人でお師匠さんをなさるといのが普通で、それで所得があれば所得税をお納めになるというものであります。それが、それ

うような場合もあるかと思いますが、公益法人になりましても、やはりそういうのは、一般の個人でやられます場合との比較を考えましても、やはりその所得には課税をした方がいいのでは

こそこういう新聞記事にもなるような、いかにも客観的にみて税負担がぶかしいというふうに思いますので、そういう業種を新たに加えたい。医業についても同様であります。個人的な医

うなものもございます。また人柄なき
 社団にもなるというようなものござ
 います。それら実態を考えまして、や
 はり私ども税を公平に取る、公平に課
 税するという観点から、大きな穴だと

○委員長(廣瀬久忠君) ちょっと申し上げます。それでは修正者が長くここにおいでになるのは何ですから、修正者について、どうやって集中して頭

いいいたします。

○苦米地英俊君　ところで、ある種の非常な収益をあげておるやつがある。これは各所に発起させて、そこを会場として全国を動いて収益事業をやっておおります。これはそれから漏れてしまうと思いますが、それは漏れませんですか。

者の定めがあり、あるいは管理人の定めがあつて、そして各所でやっておるならば、場所は違つても継続した事業と見て差しつかえないのだと思ひます。

ろんあるわけだ。中心になるのは……。けれどもそれが所在するのでなくて、別個の、ある工場が発起してそれを会場としてやる。またある団体をほかの団体が発起してそこでまた収

ないし、事業場も委向き持つておられないわけですか。こういうものがあるのですが、それはどうでしょう。

○政府委員(原純夫君) 実はこの文句は、私どもは、政令にこういうことを

参りますので、私その意味でお答えさせていただきますと思います。具体的なケースについて、具体的なケースを心へお置きになってのお尋ねですか、そういう判断所というものは全部を

伺つて申し上げないと間違える場合も

を抽象的なケースとして、私の考えを申し上げますれば、かりにだれかがおつて、その人がその興業といたしますが、興行なら興行をやるというのに、その人がやるということであれば、その人が興行業になる。その人が人格なき社団、財団あるいは公益法人で

うことになります。ただ、その人は陰に隠れておってやらない。ただアドバイスだけする者だということになりますと、それはちょっとその人が業をやっているとはいいいくいだろう、そ

をやっているか、たれが事業をやっているかということは、こういう場合だけでなく、いろいろな場合に問題が多うございますが、非常に判定のむずかしい問題でございますから、卒然とた

的に愛に取って、そして抽象的なケ
スとして申し上げれば、ただいまのよ
うなことになるのじゃないか。事業者
がだれかという判定で、ただアドバイ
スだけしておる、こういうことならば

きまつてくると思います。

○苦米地英俊君 アドバイスしておるという場合もありますが、その人が別に職業を持つておつて講師として呼ばれてゐる。行くときはそのときは張

報酬で行くかもしれない。講師として

が現にあることを知っておるわけですから。だからこういうものが漏れちゃいまいかということをお恐れますが、どうでしょうか。

○衆議院議員（小山長規君） 具体的な問題については、ただいま主税局長の回答の通りであります。抽象的に

るわけでございます。そういうケース
もあろうかと思うのでありまして、こ
こで申し上げておるのは、所得税でも
捕捉できないようなものであって、か
つ人格なき社団であり、財団であると

○苦米地英俊君　ところが所得税がかかるのです。そこでその場所における会員で、会費だ、しかし事實は

○衆議院議員（小山長規君）　ここでき

れから個人所得に属する場合には従来通り所得税でやる。それに漏れた場合には法律上の規定はないわけであります。従っていずれかに該当する場合だけが所得税より法人税の対象となる、

に、が、戸籍をなす法人の文書になる
 こういうことを規定しておるわけであ

りまして、おそらく具体的場合には、目に余るものあれば、あるいは所得税法の第三条の二によりまして、実質課税の原則によって所得税で取れる場合があるだろうと思います。それが取れないようなものが相当たくさんあります、そうして目に余るものがありますので、こういう規定を追加されましたが、さてその規定をあまりに大きく広げますと、今度は逆に飛ばっちりを食って、こんなのに法人税をかけなくたっていいじゃないかと思われるものにかかってくるものがありますので、そこでこういう制限を加えた、こういうわけであります。

○苦土地英俊君　そのところなのです。うまく地下をもぐってやるやつは今まで通り安心してやれるし、表面きの者はいわゆる飛ばっちりを食ってえらい目にあう。これではかえって工合が悪くなる。だから私は収益事業というものはつきり先ほども法令で定める——これは法律を表だけこしらえておいて、あとは行政官庁に任せますというやり方なのです。だから子のお任せしますという部分をはっきりさせて、正直者がばかをみるようなことにはしてはいけない。それからもう一つ、これを嚴重にやれば総合経営というものはできなくなるのです。学校法人なんかでも、ある一部は公益のために損をしている。他の方面でこれを埋め合せて、全体としての総合的な経営が可能であるというのがあるのです。それを片方押えてしまえば、他のほんとうに犠牲的にやっているものがつぶれてしまふ。こういうことも起っているのです。いわゆる飛ばっちりを受けてひどい目にあうものと、巧妙にやれば全然

逃れてしまう。そこでもう少しこのところを、どうせ修正するならもう少しうまい工夫はないか、こういうことなのです。

○衆議院議員（小山長規君） 業種を法定しようという話は衆議院ではござい
ませんでした。ただ業種を政令にゆだね
ねるという意味を法律に書いておくこ
とが必要ではないかという議論があつ
たのでありますが、これは当然そうい
うような場合には政令でやる。また財
務当局の答弁としても、政令でやりま
すということでありましたので、法律
の表には出さなかつたのであります
が、むろん衆議院においては、大蔵委
員会と相談の上で、業種を指定し、指
定するための政令案は大蔵委員会に諮
る、こういう言明がありましたので、
法律の表に出さなかつたわけであり
ます。

○苦米地英俊君　こちらでもこの法令に定める内容をはっきりしてもらいたいということが一つ。それから今の衆議院でつけられたのはけっこうですが、それだけでは飛ばちちりを受ける方が多くて、ずるく立ち回るやつは相変らずのがれる。どうせ修正するならもういっすい少い少い名案がないかというところなんです。それで局長にはその収益事業の内容をはっきりさせてもらおう。それからして総合経営に必要なようなものを殺してしまわないということ、こういうことについて……。

○政府委員(原純夫君) 先ほどのこのケースをあげてのお話しの方は抜けるということ、また新しく業種を指定する方は、一般の公益部門の方がかえらいひびき目にあうというお話しであります。両者関連してかなり税

として大層なところであると思つてお
ります。抜けがあるという方は、これは
抜けがないようにいたしたい、現在大
体できておる、先ほど来のお話でど
うも個人としてやつておられるとい
うのでありますから、個人として講
演演説のようになふに伺いましたが、
て収入があるといひますれば、それ
は難所得として所得税がはつきりか
かるようになっております。実際に課
税しておりませんければ、それは抜
けるわけで、かけるような建前にな
つております。その点はお具体的に
沿つて処置したいと思ひますが、穴
はそこには私どもはないようにでき
ておると

思っております。翻つて公益法人あるいは個人格の社団、財団が行います事業についてまあ今般拡張しようというふうに考えておりますが、これは拡張する部面だけでなく、その他現在指定されております事業についても、この収益事業ではもうかるが、ほかで公益目的でやっておるのだから迷惑だというお考えがないでもないと思ひます。そこは私どもこう考えております。やはりこの収益事業である以上、そうしてその種の収益事業は一般の法人、個人が管んで経済が成り立つておるわけです。そうしますれば、公益法人というものは、本来ならば収益事業をやらないで公益目的のためにいろいろな人が金を出し合つてやる。やはり場合によつては國家の補助もありましよう。やるというのが本旨であつて、収益事業をやるのならば、やはり一般の経済で単位として働いている個人、法人とイコールな立場に立つて税負担はしていただきたい。それがやはり法の公平であり、かつまた一方で競争の

原則といいますか、世の中における税のあるべき姿だというような考えで、実はやっておるのでございます。もちろんその収益が公益事業に充てられるというのは非常にけっこうなことであ

りますが、それはまあ個人が所得があつて公益事業に寄付するという場合でも同じようなことであります。そこで所得税法は寄付については別段所得控除をするという制度をおいておりません。法人税法では一般にある程度まで資本の何パーセントあるいは利益の何パーセントというものをきめて、その範囲なら寄付は損金として認めましようということになっております。また特定の公益目的のための寄付については大蔵省の、大蔵大臣の指定によつて損金を認めるという制度もございます。それから公益法人につきましては、特にお話のような事情を考へて、所得の三割までは公益部門に回すならば、それは損金として掲記するよろしいという規定がございます。そういうようなことで公益目的というこ

とをそういう面で考慮しながら、やはり大原則は一般の個人、法人形態の通常企業体と同じ条件で税を負担していただくという大原則は、やはり貫かなければならないという氣持で先ほど来申し出ております。お花の先生にしても、またお医者さんにしても、そういう氣持なのでございまして、決してそれで公益目的にどうということじゃなくて、まあ公益目的といふまするのは、何もそういう収益事業だけからだけでなく、一般の個人の寄付もあり法人の寄付もある。それがやはり原則として事業の所得があれば税は公平に納めて、その残りで出していたく。非常

に異例な場合だけ特例を認めるということでごいまして、決して公益目的をどうということでなく、税の負担の公平の見地からお願いをしたいと考え
ております。

○苦米地英俊 内容についてでござ
いますけれども、一休学校の入学科と
か、それから受験料とか、授業料とか
いうようなものがありますね、こうい
うものは収益と認めるのですか、認め
ないのですか。なぜそういう疑問があ
るかというと、大きな私立学校では定
員の二倍以上も入れているのです。そ
うして授業料も入門料も、それからし
て受験料もとっておる。これはある意
味からいったらば収益事業なんです
よ。しかしこれを収益事業と認めるで
いうことにすれば、大きな私立学校も
経営ができませんのです。いわんや小
さいところはできませんのです。そこ
ではある意味からいえば収益事業と
やっているのですよ、収益事業とは言
わないけれども。現実はどういう問題
はどうされるお考えですか。

○政府委員(原純夫君) 私どもはその授業料にかけるという何じやなくて、授業料も結論は収入に見るのでございませう、見るが、要するにお花のお師匠さんいけ花のお師匠さん……。

○苦米地英俊君 学校法人です。

○政府委員(原純夫君) そうでございませう、これはお師匠さんも税を納める、これは当然のことでございます。それと一体同じものが、むしろ実体的には担税力がもっと大きいものが、それを公益法人の形でやっておられる、やはり公平上それは税を納めていただくなくてはいいかんだ、納めていただくとなるからには、その場合、授業料な

り入門料なり、それは収入で、それに対してまあお花の材料を与える、あるいはその他いろんな費用がかりりましよう、それは経費になって、そうして所得が算定されるということになります。そこで授業料にもかけるといいうに、それをさらに増やして一般の私立学校までかけるとしたらどうかというお尋ねになるわけですが、私もそこまでは参る気持はありません。これはやはり観念的に申せば、そういうものに企業性があるというようなことを言う、あるいは見る方があるかもしれませんが、その辺はやはり常識的に限界を切つて、あまり観念的に――観念的に同じ性質のものが若干あるから、そこまでいくということではなくて、まあ私もとしてはこういう部分は非常に議論の多い面でありまして、やはり片方は公益性と符節しているというようなことから、これはやはり個人ならば納めている、もう実体個人と変らぬじゃないかというものについて、これは公平にかけようとお認め願いたい。しかしそれを超えていって、それも学校だと、それならば学校全部かけやえと、私立学校でも若干の企業性がある、というようなところまではいく気はございません。まあその辺の線をどこに切るか、その辺が非常にむずかしいところでございますが、ただいま鑑意関係の当局と御相談申しております段階でございますから、近いうちにまた御相談できるだらうと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 公益法人の行

うこの課税対象となる収益事業の種類に按芸教授業というのを新たに入れたら、これはお花だとか、お料理だとか、お茶だとか、按芸を教授する事業であります。その業については課税対象として収益事業といたしたい。そういたすということになりますれば、その事業の総収入を収入として、そうして総体の経費を経費として差引き所得を出して、そうして課税するというようなことになります。従いましてその場合には、授業料も検定料も、つまりそのお花の先生としての事業に伴つて入ってくるものは全部収入になる。そのかわり若干の経費が要するというようなことに相なると思ひます。

○吉米地英俊君 按芸というところに疑問を持てるんです。音楽学校も按芸

なんです。だから按芸に関する、あの言葉自身に疑問を持てるんですが、ね。按芸というやつは、音楽とか、これとこれとを除くとかいうようなことがあるんじゃないですか。それを全部ひくくするのですか。

○委員長(廣瀬久忠君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(廣瀬久忠君) 速記開始。

○政府委員(原純夫君) ただいま申し

ましたうちで、公益法人になつていて、いうふうに申しました学校法人ですね、学校教育法一条の学校、これについては付帯してそういうことをやることはあつてもそれは除いていこうと思つておられます。問題は、各種学校になつてゐるものについて、かつまあ、いわばお師匠さんの事業と選ぶところがないというものについては少くともやりたい、まあいろんな各種学校の教授の内容がニュアンスがございまして、どこへ境を引くかというような点はさらにむずかしい問題で、なお関係省と十分相談をいたしておりますけれども、相談の途中でございまして、もう少し相談がととのいました上で、はつきりと申し上げさせていただきますと思ひます。

○小笠原三男君 今のお話では、学

校法人にはもうかけないつもりというお話ですが、第五条ではかかるようになってますがね。やっぱりこの収益事業に対してはかかるようになってますが、どうですか。

○政府委員(原純夫君) 政令指定の際

にそれをうたつて、学校法人の場合を除くというふうにしたいということをお願い上げておきます。五条は、収益事業の範囲は政令で定めるということになつてゐるわけですが、その政令で学校法人の行うものは除くというのを入れて、そこをはずして参りたいということをお願い上げておきます。

○小笠原三男君 第五条では、私ど

うも今出てきたばかりではつきりわかりませんが、明文としては課するようになつてゐるものを、法律でない政令では除くということにするというのは、どういふ根拠でそういうことができるんですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま収益

事業の範囲は政令でこれを定める、命令で定めるといふことが、五条の、現在では三項でございします。それに入つ

ております。新旧対照表では下の欄にございします。その範囲を政令で今きめておきます。二十八業種ございします。その中には按芸教授業というのが入つてないのでございします。現在それはかららないようになってゐるわけですが、で、今回、先ほど来申しました事情によつてそういうものを入るべきではなからうかという意見を持つて関係の向きと御相談をしておる。その際入れるとしても、学校法人のやるものは除いてやるというふうにするべきだと思つておきます、というふうに申し上げたわけでございます。

○小笠原三男君 そうしますと、五

条の「左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に對しては、各事業年度の所得に對する法人税は、これを課さない。」その該当されるものとして学校法人がある、しかし反対解釈として、そういうものには収益事業以外の所得に對しては課さない」と明記したということは、反対解釈としては、収益事業には課するんだということにはならないで、それは政令でいふ課するか、課さぬかということにきめるのだ、こういう解釈が出るということですか。

○政府委員(原純夫君) 御質問の趣旨

がちよつとわかりませんが……

○小笠原三男君 五条では収益事業

から生じた所得以外の所得に對しては法人税は課さないというふうにございします。ですから収益事業から生じた所得以外の所得に對しては課さないというのですから、収益事業から生じた所得には課するんだという反対解釈にはならないで、収益事業そのものについてはやはり政令の方で自由にきめ得るのだ、そういう

解釈になりますか、この五条でこうなつてゐるのは、私が読めば、収益事業から生じた所得以外の所得に對しては法人税は課さないという限りは、収益事業から生じた所得に對しては課するんだ、こういうふうに読みたいところですが、ところが、あなたのおっしゃるのでは、学校法人についてはそれはないんだと、先ほど吉米地さんの質問にお答えになつておるのです。

○政府委員(原純夫君) 法人税法の第

一条で「左に掲げる法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。」そしてその義務はどれだというのが二条とか八条とかいうのに規定してあるわけでございます。そこで、公益法人でありまして、一号の「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人」というのに入りますので、まず、法人税を納める義務があるのです。がそれについて非課税にするというものを五条で掲げている。五条の初めのところ、こういふ法人については「収益事業から生じた所得以外の所得に對しては、各事業年度の所得に對する法人税は、これを課さない。」こういふところ。そこでつまり一般法人は全部所得について法人税を納める義務があるが、この種の法人については収益事業から生じた所得以外は課さない。課するといふのは一条です。そこで収益事業から生じた所得というものは何かということ。それが言えるわけですね。それを収益事業とはどういう範囲のものかというの、これはいろんな万般の事業があるわけですから、命令でこれを定めるといふふうには法律で御委任を願つて、命令で、この業の業といつたものにつ

いては、一条のその根の入っている規定が働いて課税になる、それ以外のものについては非課税になる、こういうふうにできているのでございます。

○小笠原二三男君 そうしますと、この全体としては課税されるという建前を持って、そして非課税部分の一般の所得について第五條は規定した。従って収益事業そのものに対して課税する、しないという範囲については、学校法人であろうが、何であろうが、五條で免除されておるものであろうが、これで政令で一切まかせられて、一つ一つきめていくのだ、こういうことなんでしょうね。

○政府委員(原純夫君) 大体そういうことでございいます。

○小笠原二三男君 そうして、その建前として、学校法人そのものに対しては収益事業から生ずる所得には課税しない建前で考えておる、こういうことなんでしょうね。

○政府委員(原純夫君) その場合、学校法人の営みます技芸教授事業については、技芸教授事業の中からはずすというふうに申し上げておるわけでありまして、今われわれの考えております案は、技芸教授事業を収益事業の一つに加える。ただし技芸教授事業であつても学校教育法の一の学校法人の営むものは含まれませんというふうな政令を審きたいというふうな思つておることを申し上げたいと思つております。

○小笠原二三男君 それでははっきりしました。そうすると、今東京等で盛んに発展しております洋裁、美容、こういうものはいかなる規模に、いわゆる学校らしい体裁を整えておらうと

も、これは技芸なり何なりという方全部かけていく。大体そういう考えで

○政府委員(原純夫君) 実はこの問題は、ただいま、まだ主官の省と相談中でございます。そして先ほども申し上げましたように、技芸というもののの中にいろいろのものがあつて、それをどこで線を引くかというふうなことも問題になると思つております。全部おっしゃるやうに、何でもかけてしまふというふうな行き方にするかどうかというふうな点は、なお問題として鋭意研究中でございますので、もう少しまとまりましてから申し上げさせていただきますと思つております。

○小笠原二三男君 ではそのときを待つてまたお尋ねしたいと思つておりますが、この種の、何といひますか、ポーター・ラインというか、基準というものをきめるという点は非常にむづかしいと思つております。われわれの立場からいへば不公平であつてはならぬ。内容、実体が共通のものには全部かけないといふ、これは非常に混淆を来たすと思つております。そういう点で慎重にお考えの上で政令にしたいと思つております。

○青木一男君 具体的な問題はいろいろ研究されておるようですが、抽象的に学校法人と、それから各種法人との区別、これもなかなか實際むづかしいのです。それから第五條の精神といふものは、第五條ができたのは、大體概括すれば公益機關とみていい。公益機關が副業的に営利事業を営む場合がだいたいふえておる。それに課するといふのが第五條の精神であらうと思つて、沿

革的に見て。それであるから、各種法人等に例があるのだが、副業的の営利事業にかけるといふ立法の趣旨であるのに、その事業全体が課税対象にもしなると、一体そういう公益的認定をしたことがおかしくなるのじゃないかと、この僕は思ふのだが、おのずからそこ

○政府委員(原純夫君) 非常にむづかしい問題でありまして、昭和二十五年、シャープ使節團が来されたときにも同様な問題について話したことを覚えておりました。そのときは、彼らの言ひましたのは、公益目的で公益法人を作るというの、各省の認可でやつておるものはそれとして、税は税ですべて大蔵大臣がこれを判定して課税方針をきめる、また収益事業をきめるというふうなことを申し上げたことがございまして。實際には、ただいまのやうな格好になつて個々の認定はせんといふことになつたのであります。率直に言ひますれば、やはり税の面で見て、これは個人でやつておるお師匠さんと同じではないか、また各種学校の中にも個人でやつておるのがございまして。こういうものはかけていいものもある。公益法人になつたらそれ

はかからないということになると、いかにもおかしい。やはりこれはただいまお尋ねの、それが本来公益目的であるはずの、そのものずばりが収益事業に判定されるというやうな問題になつて、その辺はどうかというお考えも出るかと思ひますが、私も税の見地から言ひますと、これは實際はやはり個人でやつておる各種学校、あるいは各種学校にあらうにお師匠さんでやつておる事業、これはもう事實はすばり同じではないかといふふうな疑問点が出ますけれども、あえてそうした方がよろしいのではなからうかという考えで、実はただいま關係省と御折衝いたしてゐるやうな次第でござい

○青木一男君 それが個人企業でも、そういうやうな政府の監督下にある公益的な組織下に行われても、税の見地からいへば同じじゃないかという見方だが、私は、たとえば益金を生じた場合に、益金の処分方法一つとてみても違ふと思つておる、これは。別に配当を受けるわけじゃない、そういう点において全然これは同じだとは言えないと思つておる。それは内容によつて非常にピンからキリまであることはお話しした通りだが、もし企業とか、たとえば儲け仕事としてやるというやうな見地からいへば、学校法人でもたくさんあると思ふ。實際は今日では、非常な何万人という入学希望者からおそらく億というやうな受験料が入るやうな学校もあるのじゃないかと思つておる。そういうところへいくと、そういう学校と、いわゆる学校法人の学校と、それから技芸といへばこれはいろいろあるけれども、教授目的からいって学校法人の目的に近いものが非常にあるわけだ。そういう場合に、一体どこで区別がつくのだろうか。これはよほど研究されないと、非常に立法の矛盾になると思つておる。税法の見地から見れば同じだといふが、そこは私はさつきから言つた通り、公益的の見地から財団を政府監督下に認めたものと普通の商會会社とは違ふ点があるのです。そこが一つのけじめでもあるので、これは内容的には全く個人で、ただ名前だけ公益的な色彩を作つたといふやうなことがあつて、脱法行為でもあれば、これは別な問題にもなるけれども、どうも公益的機關として、政府、各省が監督している機關が全く營利会社と同じやうに扱われるといふことは、いかにしても國家の法制としてどうも変な結果になるのじゃないかといふことを僕は非常におそれるのです。これは一つ主税當局も、単に税法の見地からいへば同じだときめてかかることは、行政全体から見ても割り切れないものがあるのじゃないかといふことをおそれるから、そこで十分一つ研究してもらいたいといふことを強く要望しておきます。

○政府委員(原純夫君) 御要望十分承りました。私もさういふ問題について、常識的にそれはもつともだと言はれる程度でいかなければいかぬと思つておる。従ひまして、学校教育法一條の学校のような学校がやつておるやうな教育については別段個人の形態で競争してやつておるというやうなものはない、まあさういふところまでいくのはいかぬだらうといふふうに考えておる。なお公益法人で

ありますと、税率も通常の四割が三割になるのは御存じの通りです。そのほか所得の三割までは損金として公益部門に振り向けることができる。先ほどもちよつと触れたところでございますが、そういう点に特に心を配つてあるということをお願いしました。御指摘の点は非常に大事な点でございますから、十分含んで関係省と相談いたしたいと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは本日はこの程度において散会いたします。

午後三時四十二分散会

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法人税法の一部を改正する法律案(衆)

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「所得金額のうち年五十万円以下の金額 百分の三十五」を「所得金額のうち年五十万円をこえる金額 百分の三十五」に改め、同条第二項中「年五十万円とあるのは、五十万円」を「年五十万円又は年百万円とあるのは、それぞれ、五十万円又は百万円」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 この附則に特別の定があるものを除くほか、改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人の昭和三十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- 3 法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月(その事業年度が内国法人の設立後又は外国法人の新たに外国法人となつた後最初の事業年度であるときは、八月)をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。
- 4 法人が昭和三十三年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合(同条第六項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる

場合を含む。)において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額(旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く)は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

昭和三十三年三月二十三日印刷

昭和三十三年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局